

## 中国への乳・乳製品の輸出方法が変わります ～衛生証明書の添付が必要となります～

平成22年1月1日から、中国に乳・乳製品を輸出する際には、衛生証明書が必要となります。  
なお、横浜市内で製造された乳・乳製品の製造する施設においては、次の窓口で申請を受け付けております。

### 1 衛生証明書の申請窓口

『健康福祉局健康安全部食品衛生課食品監視係』

【所在地】 横浜市中区港町2-9  
関内駅前第二ビル4階

【TEL】 045-671-2459

【FAX】 045-641-6074



### 2 衛生証明書の申請に必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 必要事項を記載した衛生証明書様式
- ・ 輸出しようとする食品の検査成績書（必要に応じて）
- ・ 発行手数料：1件につき300円（収入証紙）→市庁舎内の横浜銀行にてご購入ください。

※申請に際しては、中国へ輸出する食品の荷主ではなく、当該品の製造者が申請する必要があります。

※『ヒトの食用に供しないもの』、『食品衛生法上の許可を受けた施設で製造されていないもの』等は衛生証明書の発行ができませんのでご注意ください。

※必要に応じて、中国政府が定める乳・乳製品に係る関係法令に適合しているか検査成績書等で確認させていただくことがあります。詳細については、上記申請窓口までご連絡ください。

### 3 その他、留意事項等について

- ・ 手続方法の詳細及び参考通知等については、横浜市ホームページ（食の安全ヨコハマWEB）を参照してください。また、そこから申請に必要な様式のダウンロードが可能です。
- ・ 衛生証明書発行に際して、事前に製造施設等を登録していただく必要はありません。
- ・ 衛生証明書の申請者は輸出しようとする製品の製造者となります。衛生証明書の原本も製品の製造者あて発行することとなります。
- ・ 申請から衛生証明書発行までに時間を要するため、衛生証明書発行希望日の5日前までに、あらかじめご連絡いただくようお願いします。